

下伊那赤十字病院介護医療院
(介護予防) 短期入所療養介護サービス運営規程

(事業の目的)

第1条 日本赤十字社が開設する、下伊那赤十字病院介護医療院（以下「事業者」という）が行う短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護等」という）の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「利用者」という）に対し、短期入所療養介護等を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保と向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービス及び介護予防サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅にて営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。また、介護予防短期入所療養介護にあつては、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 短期入所療養介護の実施にあつては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 短期入所療養介護の実施にあつては、関係市区町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 下伊那赤十字病院介護医療院
- (2) 所在地 長野県下伊那郡松川町元大島3159の1

(従事者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 介護医療院の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 医師 1名以上
医師は、利用者の病状に応じて、適切に診療を行い、介護医療院に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (3) 薬剤師 1名以上（常勤換算0.3名以上）

(4) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、利用者の身体状況や嗜好に応じた献立、栄養指導等、食事に関する業務を行う。医師及び他の職員と協同して、利用者毎の栄養状態を把握し栄養ケア計画の策定・実施の状況の記録及び評価見直しを行う。

(5) 機能訓練指導員 4名以上（常勤換算 理学療法士 1.0、作業療法士 1.0 名以上）

機能訓練指導員は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、適切なりハビリテーションを施設サービス計画に沿って行う。

(6) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、利用者及び利用者の家族（家族がいない場合は、後見人又は身元引受人、以下「利用者の家族等」という）の希望、医師の治療の方針等に基づき、施設サービス計画の作成を行う。

(7) 事務員 1名以上（外部委託スタッフ）

(8) 看護職員及び介護職員

・看護職員 7名以上（常勤換算 5.7 名以上）

・介護職員 10名以上（常勤換算 8.5 名以上）

看護職員、介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じた、看護及び介護を提供する。

(9) 診療放射線技師 1名以上

(施設の定員)

第5条 介護医療院の入所者の定員は、34名とする。

なお、短期入所療養介護は空床がある場合に利用できるものとする。

(短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護サービスの内容)

第6条 提供するサービスの内容は次のとおりとする。

I 型介護医療院短期入所療養介護費（II）

I 型介護医療院介護予防短期入所療養介護費（II）

- 2 短期入所療養介護等の内容は、医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、食事の提供、機能訓練、健康管理、療養上の世話、相談及び援助、趣味、教養又は娯楽に係る機会の提供とする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 短期入所療養介護等の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 前項の他、指定介護療養サービスに係る利用料は、別途「重要事項説明書の6. 施設サービスの内容」に定める額とする。
- 3 第2項に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者または利用者の家族等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、同意を得る。
- 4 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要になった場合は、その都度、利用者または利用者の家族等に説明し、同意を得たものに限り徴収する。

(サービス提供にあたっての留意事項)

第8条 災害等やむを得ない事情がある場合を除き、施設定員を超えて入所、利用させない。

- 2 利用者が使用する施設、食器その他の設備または食材及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品等の管理を適正に行う。
- 3 施設内において感染症が発生、蔓延しないよう、必要な措置を講ずる。
- 4 利用にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者または利用者の家族等に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行う。
- 5 診療にあたっては、療養上妥当適切に行う。看護、医学的管理の下における介護については、適切な技術により行い、1週間に2回以上入浴または清拭を行う。
- 6 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、身体的拘束等適正化のための指針を整備するとともに、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束や利用者の行動を制限する行為は行わない。

(利用者のサービス利用における留意事項)

第9条 利用者が短期入所療養介護等の施設サービスの提供を受ける際に注意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事前に施設内で行われるサービスに関する説明を受け、十分に理解した上でサービスを受けるものとする。
- (2) 施設内の器具・設備の使用については、施設職員の指示に従うものとする。
- (3) 他の利用者等の迷惑になるような行為は行わないものとする。
- (4) 送迎は行わない。

(非常災害対策)

第10条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 2 防火管理者には管理職1名をあて、火元責任者には各職場責任者をあてる。
- 3 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- 4 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、点検の際は防火管理者が立ち会う。
- 5 非常災害用設備は常に有効に保持するように努める。
- 6 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、消防組織を編成し、任務の遂行にあたるものとする。
- 7 防火管理者は、従業者に対して防火教育及び消防訓練を実施する。
 - (1) 防火教育及び基礎訓練(消火・通報・避難) …… 年1回以上
 - (2) 利用者を含めた総合訓練 …… 年1回以上
 - (3) 非常災害用設備の使用方法的徹底 …… 随時
- 8 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(相談・苦情処理)

第11条 利用者からの相談または苦情処理に対応するための窓口を介護医療院内に置く。

提供したサービスに関する利用者または利用者の家族等からの相談または苦情が発生した場合には、別に定める「入所者等からの相談・苦情処理に対応するための体制」に従って処理をする。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、別に定める「事故発生防止のための指針」に従って処理をする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 利用者の人権の擁護及び虐待防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(秘密保持)

第14条 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、利用者または利用者の家族等と契約の際、懇切丁寧に説明を行い、文書により同意を得た上で、必要最小限の情報に留める。

2 従業者は、在職中または退職後に関わらず、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を第三者に漏らさない。

3 第3項を履行するため、管理者は、業務上知り得た利用者または利用者の家族等の秘密を保持させるため、従事者との雇用契約書に別途規定する。

(地域との連携)

第15条 地域住民またはボランティア団体等との連携及び協力を行い、地域との交流に努めるものとする。

(従業者の研修)

第16条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、適切かつ効率的にサービスを提供できるよう、従業者の業務体制を整備するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 定められた記録（利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録、管理、会計及び設備備品に関するもの）を作成整備し、完結の日から5年間保管する。

2 毎年4月1日から翌3月31日までの期間による独立した収支決算書を作成する。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項については、管理者の承認により定め、また変更するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの
とする。

(附則)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

(改訂)

令和4年2月1日

令和6年4月1日